

岩 手 県 報

第 1 0 4 8 3 号

平 成 1 7 年 8 月 1 9 日

金 曜 日

毎 週 火 ・ 金 曜 日 2 回 発 行

目 次

訓 令

頁

○入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令	(総務室) 1
告 示	
○新たに生じた土地の確認(野田村)	(市町村課) 2
○字区域の変更(野田村)	(〃) 2
○生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定(高橋歯科医院ほか)	(地域福祉課) 2
○生活保護法の規定による指定医療機関の廃止(さとう皮膚科クリニックほか)	(〃) 2
○身体障害者福祉法第15条に規定する医師の指定	(障害保健福祉課) 2
○身体障害者福祉法の規定による更生医療を担当させる医療機関の指定(花巻厚生病院ほか)	(〃) 3
○県営土地改良事業計画の変更(寺領小林地区ほか)	(農村計画課) 4
○漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定	(水産振興課) 4
○漁船損害等補償法の規定による指定漁船の普通損害保険に付すべき義務の消滅	(〃) 4
○一般国道の供用の開始	(道路環境課) 4
○二級河川閉伊川水系に係る河川整備基本方針の策定	(河川課) 4
○消防設備士講習の実施	(総合防災室) 4
盛岡地方振興局長告示	
○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の指定	4
○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更	5

北上地方振興局長告示

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業所の指定	5
○農地保有合理化事業規程の変更承認	5
○農地保有合理化事業規程の廃止の承認	6

水沢地方振興局長告示

○頭首工管理規程の変更の認可	6
----------------	---

宮古地方振興局長告示

○介護保険法施行規則の規定による指定居宅介護支援事業所の廃止	6
--------------------------------	---

久慈地方振興局長告示

○道路の位置の指定	6
-----------	---

花巻保健所長告示

○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業の廃止	7
-------------------------------	---

宮古保健所長告示

○介護保険法施行規則の規定による指定居宅サービス事業の廃止	7
-------------------------------	---

盛岡地方振興局長公告

○大規模小売店舗の新設の届出	7
○大規模小売店舗の変更の届出	8

水沢地方振興局長公告

○大規模小売店舗の変更の届出	8
----------------	---

特定調達公告

○一般競争入札の公告	(医療局業務課) 8
------------	------------

選挙管理委員会告示

○政治団体設立の届出	9
○政治団体届出事項の異動届	9
○政治団体でなくなった旨の届出	9
○次の衆議院(小選挙区選出)議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数	10

訓 令

岩手県訓令第23号

知事部局

医療局長

企業局長

教育長及び教育委員会事務局

警察本部長及び警察本部

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年 8月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

入札制度改善等検討委員会規程の一部を改正する訓令

入札制度改善等検討委員会規程(平成12年岩手県訓令第22号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「総合政策室政策推進課、」及び「、出納局総務課」を削り、「主管室」の次に「、総合政策室政策推進課及び出納局総務課」を加える。

附 則

この訓令は、平成17年 8月19日から施行する。

告 示

岩手県告示第714号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、九戸郡野田村の区域内に新たに生じた次の土地を確認した旨野田村長から届出があった。

平成17年 8 月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 野田村大字野田第36地割字小谷地219に隣接する公有水面埋立地5,290.77平方メートル
- 2 野田村大字野田第36地割字小谷地213に隣接する公有水面埋立地652.02平方メートル

備考 関係図面は、野田村役場に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第715号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨野田村長から届出があった。

平成17年 8 月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

野田村大字野田第36地割字小谷地に編入する区域

- (1) 野田村大字野田第36地割字小谷地219に隣接する公有水面埋立地5,290.77平方メートル
- (2) 野田村大字野田第36地割字小谷地213に隣接する公有水面埋立地652.02平方メートル

備考 関係図面は、野田村役場に備えておいて縦覧に供する。

岩手県告示第718号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成17年 8 月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

氏 名	診 療 科 名	担当すべき医療の種類	所 在 地	指定年月日
秋 山 有 史	外 科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	盛岡市	平成17年 7 月27日
遠 藤 朋 子	眼 科	視覚障害	盛岡市	平成17年 7 月27日
和 野 雅 治	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、免疫機能障害	盛岡市	平成17年 7 月27日
長 嶺 進	心臓血管外科	心臓機能障害	盛岡市	平成17年 7 月27日
永 谷 公 一	心臓血管外科	心臓機能障害	盛岡市	平成17年 7 月27日
白 田 昌 広	外 科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害	盛岡市	平成17年 7 月27日
鈴 木 洋	外 科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害	盛岡市	平成17年 7 月27日
堀 井 高 文	整形外科	肢体不自由	雫石町	平成17年 7 月27日
山 田 博 之	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	盛岡市	平成17年 7 月27日

岩手県告示第716号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成17年 8 月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
高橋歯科医院	盛岡市北天昌寺町7番10号	平成17年 8 月1日
さとう皮膚科クリニック	盛岡市高松三丁目11番33号	平成17年 8 月1日
医療法人こたろう会 西大通り耳鼻咽喉科医院	花巻市西大通り一丁目30番9号	平成17年 8 月1日

岩手県告示第717号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年 8 月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在 地	廃止年月日
さとう皮膚科クリニック	盛岡市高松三丁目11番33号	平成17年 7 月31日
高橋歯科医院	盛岡市北天昌寺町7番10号	平成17年 7 月31日
西大通り耳鼻咽喉科医院	花巻市西大通り一丁目30番9号	平成17年 7 月31日

徳 永 高 也	整形外科	肢体不自由	盛岡市	平成17年 7月27日
北 上 明	リハビリテーション科	平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害	盛岡市	平成17年 7月27日
村 上 紀 哉	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	盛岡市	平成17年 7月27日
齊 木 巖	脳神経外科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、肢体不自由	矢巾町	平成17年 7月27日
多 田 幸 信	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	矢巾町	平成17年 7月27日
加 藤 明 子	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害	盛岡市	平成17年 7月27日
富 澤 勇 貴	外 科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	盛岡市	平成17年 7月27日
山 田 宏 之	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	盛岡市	平成17年 7月27日
中 村 富 雄	小児科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	盛岡市	平成17年 7月27日
三 浦 義 明	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害	花巻市	平成17年 7月27日
佐々木 昭 人	神経内科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	花巻市	平成17年 7月27日
曾 根 克 明	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	北上市	平成17年 7月27日
鎌 田 啓 介	外 科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	北上市	平成17年 7月27日
八 子 多賀志	循環器科	心臓機能障害	北上市	平成17年 7月27日
加 藤 昌 昭	神経内科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	水沢市	平成17年 7月27日
本 田 健 一	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	水沢市	平成17年 7月27日
和 田 明 博	耳鼻咽喉科	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	江刺市	平成17年 7月27日
秋 山 博	眼 科	視覚障害	一関市	平成17年 7月27日
神 一 敬	神経内科	視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、ぼうこう又は直腸機能障害	一関市	平成17年 7月27日
平 野 貞 夫	外 科	肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	一関市	平成17年 7月27日
大 村 一 郎	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	遠野市	平成17年 7月27日
新 田 順 福	眼 科	視覚障害	釜石市	平成17年 7月27日
石 塚 晴 夫	内 科	音声・言語機能障害、肢体不自由、心臓機能障害、呼吸器機能障害	大船渡市	平成17年 7月27日

岩手県告示第719号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成17年 8月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

医療機関の名称	所 在	担当すべき医療の種類	指定年月日
花巻厚生病院	花巻市御田屋町4番57号	整形外科に関する医療	平成17年 8月1日
加藤病院	宮古市保久田8番37号	中枢神経に関する医療	平成17年 8月1日

吉田整形外科・ リウマチ科クリ ニック	盛岡市本町通一 丁目 9 番28号	整形外科に関す る医療	平成17年 8月1日
森岡歯科診療所	水沢市花園町一 丁目 2 番11号	歯科矯正に関す る医療	平成17年 8月1日
本町薬局	盛岡市本町通一 丁目 9 番28号	薬局	平成17年 8月1日
おおたばし調剤 薬局	盛岡市本宮字小 板小瀬13番地 8	薬局	平成17年 8月1日
青鈴堂薬局	北上市大通四丁 目 4 番 1 号	薬局	平成17年 8月1日
常盤台薬局	北上市常盤台一 丁目22番21号	薬局	平成17年 8月1日

岩手県告示第720号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により
定めた県営土地改良事業計画を次のとおり変更した。

なお、同法第87条の3第6項において準用する同法第87条第5
項の規定により、平成17年8月23日から同年9月20日まで関係書
類を縦覧に供する。

平成17年 8月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

地 区 名	縦 覧 書 類	縦 覧 場 所
寺領小林 (区画整理)	当該事業計画に 係る土地改良事 業計画書の写し	前沢町役場 及び胆沢町 役場
寺領小林 (農業用排水施設)	〃	前沢町役場
西磐井	〃	一関市役 所、平泉町 役場、花泉 町役場及び 衣川村役場

岩手県告示第721号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第3項の
規定により、次の加入区について、同条第2項の規定による届出を
審査した結果、同法第112条第1項の規定による同意があったもの
と認める。

平成17年 8月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

加入区 吉浜加入区

岩手県告示第722号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第
1号の規定により、漁船損害等補償法の規定による付保義務の発
生のための同意の認定(平成13年岩手県告示第644号)で告示した
吉浜加入区についての指定漁船を普通損害保険に付すべき義務
は、消滅した。

平成17年 8月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第723号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次
のとおり一般国道の供用を開始する。

平成17年 8月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 路線名 456号
- 供用開始の区間 紫波郡紫波町大巻字八竜66番3地先から68
番1地先まで
- 供用開始の期日 平成17年 8月19日
- 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
(1) 場所 盛岡地方振興局土木部
(2) 期間 平成17年 8月19日から同年 9月19日まで

岩手県告示第724号

河川法(昭和39年法律第167号)第16条第1項の規定により、二
級河川閉伊川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定め
た。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び宮古地
方振興局土木部並びに宮古市役所、川井村役場に備えておいて縦
覧に供する。

平成17年 8月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県告示第725号

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の10の規定による消防設
備士講習を次のとおり行う。

平成17年 8月19日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 講習の会場地、区分及び日時

会場地	講 習 区 分	日 時
盛岡市	消火設備	平成17年10月12日 午前 9 時から
	避難設備・消火器	平成17年10月14日 午前 9 時から
	警報設備	平成17年10月19日 午前 9 時から
水沢市	警報設備	平成17年10月21日 午前 9 時から
釜石市	警報設備	平成17年10月20日 午前 9 時から

2 受講対象者

- 消防設備士免状の交付を受けてから2年以内の者
- 前回受講してから5年以内の者
- 受講手続 受講申込書を平成17年 9月1日から同月22日まで
に財団法人岩手県防災保安協会へ提出すること。
- その他 詳細については、財団法人岩手県防災保安協会又は
岩手県総務部総合防災室に問い合わせること。

盛岡地方振興局長告示

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年 8月19日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0372101204	サン・ケアサービスセンター	岩手郡滝沢村滝沢字牧野林974番地17	有限会社イリク	平成17年 8月1日

2 通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0372101196	センター事業団八幡平地域福祉事業所ほっと・はーと仲町	岩手郡西根町大更第21地割36番地2	企業組合センター事業団	平成17年 7月20日
0372200535	特定非営利活動法人ことぶきの会	紫波郡矢巾町大字煙山第1地割4番地2	特定非営利活動法人ことぶきの会	平成17年 8月1日
0370102139	デイサービスしんぼくの家	盛岡市中太田泉田8番地1	株式会社北上商会	平成17年 8月1日

盛岡地方振興局長告示第77号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成17年 8月19日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101693	ケアカンパニー訪問介護サービス	盛岡市手代森6地割36番地3	盛岡市黒川18地割99	平成17年 6月1日

2 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0370101735	有限会社くらし建築工房	盛岡市本宮四丁目1番24号	盛岡市向中野字千刈田5番地1	平成17年 7月1日

北上地方振興局長告示

北上地方振興局長告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成17年 8月19日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

通所介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370600686	通所介護事業所南の家	北上市大曲町5番13号	株式会社南コーポレーション	平成17年 7月20日

北上地方振興局長告示第24号

平成17年 8月19日

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

- 1 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所 北上市農業協同組合 北上市流通センター19番33号

- 2 農地保有合理化事業規程承認の年月日 平成7年9月25日
- 3 変更の内容
- (1) 農地保有合理化事業の実施区域について、北上市和賀町地区（うち藤根、長沼、後藤地区を除く）を追加する。
- (2) 国の例に準じ、所要の改正をするもの。
- 4 変更承認の年月日 平成17年8月3日

北上地方振興局長告示第25号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の廃止を承認した。

平成17年8月19日

北上地方振興局長 菊 池 秀 一

- 1 農地保有合理化事業規程を廃止する者の名称及び住所 和賀中央農業協同組合 北上市和賀町煤孫10地割14番地1
- 2 廃止年月日 平成17年8月31日

水沢地方振興局長告示

水沢地方振興局長告示第25号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第3項の規定により、江刺土地改良区（江刺市）の荒川頭首工管理規程、立花頭首工管理規程及び重染寺頭首工管理規程の変更を認可した。

なお、変更後の当該管理規程の概要は、次のとおりである。

平成17年8月19日

宮古地方振興局長告示

宮古地方振興局長告示第19号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第133条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者が指定居宅介護支援の事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年8月19日

宮古地方振興局長 山 瀬 宗 光

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
037000074	田老町指定居宅介護支援事業所	下閉伊郡田老町舘が森129番地2	平成17年6月6日

久慈地方振興局長告示

久慈地方振興局長告示第17号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成17年8月19日

久慈地方振興局長 宮 舘 壽 喜

- 1 道路の位置 久慈市天神堂第37地割166番17及び166番18
- 2 指定図 別紙のとおり。「別紙」は、省略し、久慈地方振興局土木部及び久慈市役所に備えておいて縦覧に供する。

花巻保健所長告示

花巻保健所長告示第2号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年 8月19日

花巻保健所長 日 下 純 男

1 訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310510961	桜台クリニック	花巻市桜台二丁目24番30号	平成17年 6月30日

2 訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310510961	桜台クリニック	花巻市桜台二丁目24番30号	平成17年 6月30日

3 居宅療養管理指導

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0310510961	桜台クリニック	花巻市桜台二丁目24番30号	平成17年 6月30日

4 通所リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370500571	桜台クリニック	花巻市桜台二丁目24番30号	平成17年 6月30日

宮古保健所長告示

宮古保健所長告示第2号

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第131条第3項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成17年 8月19日

宮古保健所長 小 泉 明

訪問看護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200222	桜ヶ丘訪問看護ステーション指定居宅介護支援センター	宮古市山口5丁目3番20号	平成17年 8月1日

盛岡地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨届出があった。

平成17年 8月19日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）ジョイス新本町店 盛岡市本町通一丁目549番ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 平成18年 4月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,893平方メートル
- (6) 駐車場の収容台数及び自動車の出入口の数
ア 収容台数 79台

イ 出入口 2箇所

(7) 駐輪場の収容台数 51台

(8) 荷さばき施設の面積 212平方メートル

(9) 廃棄物等の保管施設の容量 34立方メートル

(10) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 開店時刻 午前9時（年間5日以内は午前5時）

イ 閉店時刻 午前0時

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午前0時15分まで（年間5日以内は午前4時30分から午前0時15分まで）

(12) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日 平成17年7月29日

3 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更した旨届出があった。

平成17年8月19日

盛岡地方振興局長 長 澤 忠 雄

1(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 株式会社ユニバース

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 ユニバースみたけ店 岩手郡滝沢村滝沢字穴口57番地37ほか

ウ 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成17年7月8日

オ 変更の理由 テナントが確定したため

(2) 届出年月日 平成17年7月22日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び滝沢村役場

2(1) 届出事項の概要

ア 届出者の氏名又は名称 いわて生活協同組合

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地 コープ山岸 盛岡市山岸二丁目16番8号

ウ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗の名称

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

エ 変更の年月日 平成17年7月21日

オ 変更の理由 店舗の新築に伴う店舗愛称の変更及びテナントの入替え

(2) 届出年月日 平成17年7月25日

(3) 縦覧場所 盛岡地方振興局企画総務部及び盛岡市役所

水沢地方振興局長公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更する旨届出があった。

平成17年8月19日

水沢地方振興局長 川 邊 賢 治

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称 株式会社トキワ

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 カルチャーパークあて るいA 水沢市佐倉河字東沖ノ目108番1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(4) 変更する年月日 平成17年8月5日

(5) 変更の理由 消費者の生活様式の多様化に対応するため。

2 届出年月日 平成17年7月29日

3 縦覧場所 水沢地方振興局企画総務部及び水沢市役所

特定調達公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係るものである。

平成17年8月19日

岩手県医療局長 法 貴 敬

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ア 汎用循環器X線診断装置 1式

イ コンピューテッドラジオグラフ 1式

ウ 低温プラズマ滅菌装置 2式

(2) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(3) 納入期限 (1)の件名ごとに次のとおりとする。

ア 平成17年12月28日

イ 平成18年2月28日

ウ 平成18年1月31日

(4) 納入場所 (1)の件名ごとに次のとおりとする。

ア 岩手県立大船渡病院

イ 岩手県立磐井病院

ウ 岩手県立磐井病院及び岩手県立江刺病院

(5) 入札方法 (1)の件名ごとに総価でそれぞれ入札に付する。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業の許可を受けている者であること。

(3) 入札の日において、岩手県から、物品の製造の請負又は物品の買入に係る指名停止の措置を受けていない者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 郵便番号020-0023 岩手県盛岡市内丸1番1号 岩手県医療局業務課業務担当 電話番号019-629-6334(郵送による入札説明書の交付を希望する者は、A4判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。)
- (2) 入札及び開札の日時及び場所 平成17年9月29日午前11時 岩手県医療局1階会議室(入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、平成17年9月28日午後5時までに(1)の場所に提出すること。)

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 入札金額の100分の105に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札への参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 入札への参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加者資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す仕様書等の書類を平成17年9月21日午後5時までに3(1)の場所に提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、岩手県医療局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (4) 入札への参加 (3)により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。
- (5) 入札の無効 この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 医療局財務規程(昭和51年岩手県医療局管理規程第6号)第190条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
- ① General angiographic X-ray equipment 1 set
 - ② Computed radiography 1 set
 - ③ Hydrogen peroxide low-temperature sterilization system 2 sets
- (2) Time-limit of tender:
- 11:00 a.m., 29, September, 2005 (By mail tenders must be submitted by 5:00 p.m., 28, September, 2005)
- (3) Contact Point for the notice:
- Business Affairs Section, Business Affairs Division,
Bureau of Medical Affairs, Iwate Prefectural Government,
11-1 Uchimarui, Morioka-shi, Iwate 020-0023,
JAPAN TEL019-629-6334

選挙管理委員会告示

岩手県選挙管理委員会告示第55号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。

平成17年8月19日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	摘 要
米田にろう後援会	中村 美 則	伊 藤 清 悦	岩手郡玉山村大字好摩字夏間木139番地3	
こどもの未来をまもる会	砂 金 文 昭	八 田 通 孝	盛岡市大通一丁目1番16号	
山口ゆたか後援会	山 口 豊	山 口 賢 治	宮古市八木沢一丁目7番8号	
おぎの桂一後援会	荻 野 桂 一	荻 野 桂 一	遠野市上郷町平倉第38地割11番地	

岩手県選挙管理委員会告示第56号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成17年8月19日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

政治団体の名称	異 動 事 項	内 容	
		新	旧
三浦陽子後援会	代表者	大沼 徳三郎	阿部 盛重
自由民主党新里支部	名称	自由民主党新里支部	自由民主党新里村支部
	所在地	宮古市茂市第3地割193番地2	下閉伊郡新里村大字茂市第3地割193番地2
岩手県看護連盟	名称	岩手県看護連盟	日本看護連盟岩手県支部
	会計責任者	澤瀬 あや子	袋井 裕美子
	所在地	盛岡市中央通三丁目11番6号 グランディール中央3B	盛岡市緑が丘二丁目4番55号 岩手県看護研修センター内
岩手県土地家屋調査士政治連盟	代表者	権頭 輝男	高橋 悦彌
藤野寿男後援会	代表者	菅原 一郎	千葉 昭彦
	所在地	東磐井郡千厩町奥玉字入山沢292番地3	東磐井郡千厩町奥玉字寺ノ沢39番地

岩手県選挙管理委員会告示第57号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体でなくなった旨の届出があった。

平成17年 8 月19日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

政治団体の名称	政治団体でなくなった理由	政治団体でなくなった年月日
菅原澄男後援会	解 散	平成17年 4 月 9 日
米田にろう後援会	解 散	平成17年 7 月 6 日
佐藤暦雄後援会	解 散	平成17年 6 月26日
おぎの桂一後援会	解 散	平成17年 7 月 1 日
自由民主党田野畑村支部	解 散	平成17年 7 月22日
石川正人後援会	解 散	平成17年 6 月30日

~~~~~  
岩手県選挙管理委員会告示第58号

政見放送及び経歴放送実施規程（平成 6 年自治省告示第165号）  
第 2 条第 7 項の規定により、次の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における候補者届出政党が政見放送を行うことができる一般放送事業者及び当該一般放送事業者の放送設備により行うことができる政見放送の回数を次のとおり定める。

平成17年 8 月19日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野 村 弘

| 放送設備     | 一般放送事業者名       | 候補者の数に応じた回数 |           |
|----------|----------------|-------------|-----------|
|          |                | 1 人又は 2 人   | 3 人又は 4 人 |
| テレビジョン放送 | 株式会社アイビーシー岩手放送 | 1 回         | 1 回       |
|          | 株式会社テレビ岩手      | —           | 1 回       |
| ラジオ放送    | 株式会社アイビーシー岩手放送 | 1 回         | 1 回       |

岩手県報 第 1 0 4 8 3 号

平成17年 8 月19日 印 刷

平成17年 8 月19日 発 行

発 行 人 岩 手 県

発行日 毎週火・金曜日（これらの日が休日に当たるときは、その翌日）

購読料 1 箇月 3,400円（送料共）

印 刷 者 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 藤 浦 信  
印刷兼発売所 岩手県盛岡市青山四丁目10-5 山口北州印刷株式会社